

令和6年度 主任介護支援専門員研修 開催要項

1 目的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導など、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的とします。

2 主催

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会（介護支援専門員指定研修実施機関）

3 対象者＜受講要件＞

介護支援専門員の業務に関して十分な知識と経験を有する現任の介護支援専門員のうち、下記

(1)～(3)のすべての条件に該当する者

(1) 下記①から③のいずれかに該当すること

①居宅介護支援のほか、地域包括支援センター、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護又は介護保険施設（以下、「居宅介護支援事業所等」という。）において、専任（注1）の介護支援専門員として従事した期間（注2）が、通算して5年（60か月）以上で、現在、居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所で就業している者

②ケアマネジメントリーダー養成研修（注3）を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、居宅介護支援事業所等で、専任（注1）の介護支援専門員として従事した期間（注2）が通算して3年（36か月）以上で、現在も居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所で就業している者

③現に地域包括支援センターに配置されている者

(2) 介護支援専門員専門（更新）研修【研修課程Ⅰ】及び【研修課程Ⅱ】の両方を修了している者（注4）

(3) 勤務先の所在する市町長から推薦を受けた者

（注1）「専任」とは、常勤かつ専従の介護支援専門員としての勤務を指します。ただし、専任の介護支援専門員として勤務した居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者との兼務期間は算定できません。

（注2）・「従事した期間」は、居宅介護支援事業所等において、従事した又は従事する見込み期間とし、**令和6年7月24日まで**を対象とします。

・端数の日数は30日を1か月として計算してください。

・病気休業、育児休業等による休職期間を除きます。産前産後休暇については、従事期間に算入できます。

・単に要介護認定のための調査業務のみ行っていた期間や利用者やサービス提供事業者との連絡調整を補助的に行ったのみで、サービス計画の作成を行っていなかった期間は対象となりません。

（注3）「ケアマネジメントリーダー養成研修」は、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づく研修です。

（注4）平成15年度から17年度における介護支援専門員現任研修基礎研修課程Ⅰ又は基礎研修課程Ⅱのいずれかを修了している方は、専門（更新）研修【研修課程Ⅰ】を修了したものとみなします。

なお、過去に受講歴があっても、直近の受講が実務未経験者対象更新研修又は再研修の場合は、再度専門（更新）研修【研修課程Ⅰ・Ⅱ】の受講が必要です。

4 募集人数

72名程度

5 受講料

52,000円(消費税込み)

※特定一般教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座について

令和6年度から本研修は、「特定一般教育訓練講座」の指定を受けました。要件を満たす者は、研修修了後、受講料の一部が給付されます。ただし、研修受講開始日前(原則、受講開始日の1か月前)までに、ハローワークにて訓練前キャリアコンサルティングを受け、受給資格確認を行うことが必要です。詳細については、お住まいを管轄するハローワークまで問い合わせください。<指定番号：3822001-2410043-1>

※本会のホームページにも掲載しています。<研修・資格→介護支援専門員法定研修>

6 テキスト

新版 介護支援専門員研修現任研修テキスト 主任介護支援専門員研修

中央法規出版株式会社

4,400円(消費税込み)

(1) 受講にあたりテキストが必須です。

- (2) 本会を通じてテキストの購入を希望する場合は、その旨受講申込書に記載してください。テキストは、事業所に郵送します。**受講決定後のキャンセルはできません**ので、あらかじめご了承ください。書店及び発行会社から直接お買い求めいただくこともできます。
- (3) テキストをお持ちでない場合、修了証明書の発行が認められない場合がありますのでご注意ください。

7 受講料等の支払い方法

受講決定通知案内時に専用の振込用紙を同封しますので、伊予銀行窓口からお振込みください。伊予銀行窓口からの振込は手数料無料です。期日までに振込が確認できない場合は、受講決定を取り消す場合があります。

8 領収書・請求書について

- (1) 振込依頼票の振込人控えである振込金受取書をもって領収書発行に代えますので、ご了承ください。
- (2) インボイス対応の必要な方は、請求書を発行しますのでテキスト及び受講料の申込書に請求書のあて名を記入してください。

9 開催日時

内容	開催日	時間
eラーニング	9月30日(月) ～ 10月14日(月)	8講義(計960分)
以下集合研修		
1日目	10月19日(土)	9:15～16:15(受付8:45～)
2日目	10月20日(日)	9:30～16:15(受付9:00～)
3日目	10月26日(土)	9:30～17:15(受付9:00～)
4日目	11月 3日(日)	9:30～16:15(受付9:00～)
5日目	11月 4日(月)	9:30～15:15(受付9:00～)
6日目	11月16日(土)	9:30～16:30(受付9:00～)
7日目	11月17日(日)	9:30～16:15(受付9:00～)
8日目	11月23日(土)	9:30～16:15(受付9:00～)
9日目	11月24日(日)	9:30～16:00(受付9:00～)
予備日	12月14日(土)・12月15日(日)	

※一部内容を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(特に研修終了時間については、変更になる場合があります。)

※荒天等により研修の実施を延期した場合は予備日を中心に実施します。

10 開催会場

愛媛県総合社会福祉会館 2階「多目的ホール」ほか(松山市持田町三丁目8番15号)

11 研修内容

別添「令和6年度主任介護支援専門員研修カリキュラム」参照

※介護支援専門員法定研修の全研修課程は、令和6年度から新カリキュラムが施行されます。
研修内容や事例提出等の変更がありますのでご注意ください。

12 申込締切

令和6年7月24日（水）必着

13 申込方法

(1) 下記の書類等を事務局まで郵送してください。（FAX不可）。

※⑤に関してはメールでの送付とし郵送の必要ありません。

- | | |
|-------------------------------------------------------------------|----------|
| ① 【様式1】「受講申込書」 | ※全員 |
| ② 【様式2】「市町長推薦書」 | ※全員 |
| ③ 【様式3】「受講確認書」 | ※全員 |
| ④ 【様式4】「実務経験（見込）・在籍証明書」 | ※全員 |
| ⑤ 【様式5】「自己PRシート」 | ※全員（メール） |
| ⑥ 日本ケアマネジメント学会認定ケアマネジャー認定証（写） | ※該当者 |
| ⑦ ケアマネジメントリーダー養成研修修了証明書（写） | ※該当者 |
| ⑧ 平成15年～17年度における介護支援専門員現任研修の修了確認について（写）
（H19.6.15付け県長寿介護課通知文書） | ※該当者 |
| ⑨ 介護支援専門員専門（更新）研修【研修課程Ⅰ】修了証明書（写） | ※該当者 |
| 介護支援専門員専門（更新）研修【研修課程Ⅱ】修了証明書（写） | ※全員 |
| ⑩ 介護支援専門員証（写し） | ※全員 |
| ※A4サイズの用紙に印刷したものを添付してください。 | |
| ⑪ 戸籍抄本又は戸籍謄本等（原本） | ※該当者 |

※⑨以外の書類に記載されている氏名が異なる場合は、新旧両方の氏名が分かる書類

(2) 受講申込書等の様式は、本会ホームページにも掲載しておりますのでご利用ください。

「愛媛県社会福祉協議会ホームページ」⇒「研修・資格」⇒「介護支援専門員法定研修」

(3) その他（受講要件・登録等）について＜主任介護支援専門員更新研修に関するQ&A＞を
愛媛県庁公式ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

14 受講決定等及び受講可否の送付について

(1) 受講決定（受講可否）については、申込書及び添付書類を審査の上、**令和6年8月9日（金）までに**所属事業所へ通知します。

(2) 申込人数が定員を超えた場合は、次の優先順位に従い選定を行います。

【優先順位1】新たに居宅介護支援事業所の管理者として配置を予定している者

【優先順位2】退職や異動等により後任の主任介護支援専門員が必要な地域包括支援センターに所属する者

【優先順位3】前年度受講申込をしたが、定員の都合により受講できなかった者

【優先順位4】現在、居宅介護支援事業所の管理者であり、令和9年4月1日以降も管理者である予定の者

【優先順位5】特定事業所加算にかかる届出をしている居宅介護支援事業所に所属し、退職や異動等により後任の主任介護支援専門員として配置を予定している者

【優先順位6】特定事業所加算にかかる届出を予定している居宅介護支援事業所に所属する者

15 事前提出物について

受講決定後、研修が始まる前に（1）・（2）の提出が必要です。提出できない場合は、受講はできません。

(1) 研修記録シート（事前提出分）

受講決定者には、研修記録シート（事前提出分）の提出が必要です。受講決定後10日以内に提出してください。この研修記録シートはGoogleフォームでの提出となりますので、メールアドレスが必要です。

※詳細は受講決定時にご案内します。

(2) 提出事例（2事例）

①「スーパービジョン」（3日目～5日目）で使用する事例（1事例）

②「個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開」（6日目～9日目）で使用
する事例（1事例）

提出期限は**令和6年9月9日（月）（郵送にて期日必着）**を予定しています。

※受講決定時に作成方法及び課題様式をご案内します。令和6年度の様式を本会ホームページに掲載しますので、ご確認ください。

※①と②の提出様式は異なりますが、共通内容の事例でも結構です。

※要件を満たす事例の提出が困難な場合、受講できませんのでご注意ください。

※提出された事例を事務局及び講師がチェックし、一部修正又は再提出を指示する場合があります。

16 eラーニングについて

(1) eラーニングとは、インターネットを介して、自宅や職場のパソコンやスマートフォン等を使って学習する方法です。決められた期間中に、講義動画を視聴していただきます。インターネット環境やパソコン、スマートフォン等は、各自でご準備ください。ご自身でお持ちでない場合は、お勤めの事業所へご相談いただく等、受講環境の確保をしてください。

(2) 受講環境が整わない受講者には、愛媛県総合社会福祉会館での視聴日を設定し、対応しますが、可能な限り各自で受講環境の確保をお願いします。

17 修了証明書

全課程を受講した方には、研修記録シート及び研修レポート等により、講師及び事務局の評価を経た上で、郵送で修了証明書を交付します（3月中旬頃を予定）。ただし、下記に該当する場合は、修了証明書の発行を見送ることがあります。その場合、受講料をお返ししませんのであらかじめご了承ください。

(1) 遅刻や早退その他不適切な受講状況があった場合

(2) 主任介護支援専門員に必要な知識及び技術を修得していないと判断された場合

18 新型コロナウイルス感染症等拡大防止にかかる注意事項

感染症拡大防止のためには、今後も一人ひとりの感染対策が重要です。本研修は、重症化リスクの高い高齢者と接する機会の多い受講者が多く参加しますので、ご自身の体調管理を含めて、引き続き感染対策にご協力をお願いします。

19 個人情報の取り扱い

本研修事業の実施にあたり、受講者の選定及び通知を行うため、受講申込書に記載された個人情報を利用します。受講決定者については、研修の効果的な実施に資するため、講師に情報提供を行うほか、受講者の相互交流のため、受講者氏名・所属等について情報提供を行います。

また、研修修了者については、主任介護支援専門員としての専門性・公共性を踏まえ市町及び地域包括支援センターに氏名等の情報提供を行います。

20 その他

(1) 昼食は各自でご準備ください。また、昼食・休憩時間が短いため研修開始前にご準備ください。

(2) 駐車場には限りがありますので、公共の交通機関をご利用の上ご来場ください。駐車場が満車の場合には、必ず近隣の有料駐車場に駐車し、周辺道路等への駐車はご遠慮ください。**（会場地下駐車場の開錠は概ね午前8時です。開錠前の出入口付近及び周辺道路等への駐停車は厳禁です。）**

(3) 会場への交通機関の確認及び宿泊の手配・費用については、受講者各自でお願いします。

(4) 上記以外でご不明な点がありましたら、下記事務局までご連絡ください。

21 申込み・連絡先

愛媛県社会福祉協議会 福祉人材部 長寿推進課（担当：久保・平田・渡邊）

〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館2階

TEL 089-921-8359 / FAX 089-921-3398

Eメール caremane@ehime-shakyo.or.jp / URL <https://www.ehime-shakyo.or.jp>

令和6年度主任介護支援専門員研修カリキュラム

【eラーニング】

区分	開催日	時間	内容	講師
①	9月30日(月) ～ 10月14日(月)	300分	【行政説明】 主任介護支援専門員の役割と視点①	愛媛県長寿介護課
②			【実践報告】 主任介護支援専門員の役割と視点②	
③			【講義】 主任介護支援専門員の役割と視点③	
④		120分	【講義】 ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援	愛媛県介護支援専門員指導者
⑤		180分	【講義】 人材育成及び業務管理	社会福祉法人すいよう会 理事長 矢野 健吾
⑥		180分	【講義】 終末期ケア（EOL（エンドオブライフ）ケア）を含めた生活の継続を支える基本的なケアマネジメント及び疾患別ケアマネジメントの理解	愛媛県介護支援専門員指導者
⑦		90分	【講義】 運営管理におけるリスクマネジメント① （運営管理の立場から）	社会福祉法人 砥部寿会 理事長 菅原 哲雄
⑧		90分	【講義】 運営管理におけるリスクマネジメント② （個別ケアの立場から）	訪問看護ステーション東宇和 看護師 小川口 淳子

【集合研修】

区分	開催日	時間	内容	講師
1 日目	10月19日(土)	9:15～9:30	開会式・オリエンテーション	愛媛県社会福祉協議会
		9:30～16:15 (昼食・休憩) 45分	【講義・演習】 地域における生活の継続を支えるための医療との連携及び多職種協働の実現	愛媛県医療ソーシャルワーカー協会 愛媛県介護支援専門員指導者
2 日目	10月20日(日)	9:30～16:15 (昼食・休憩) 45分	【講義・演習】 地域援助技術（コミュニティソーシャルワーク）	聖カタリナ大学 人間健康福祉学部 社会福祉学科 助教 雑賀 正彦
3 日目	10月26日(土)	9:30～17:15 (昼食・休憩) 45分	【講義・演習】 対人援助者監督指導（スーパービジョン）①	愛媛県介護支援専門員指導者 愛媛県社会福祉士会
4 日目	11月3日(日)	9:30～16:15 (昼食・休憩) 45分	【講義・演習】 対人援助者監督指導（スーパービジョン）②	
5 日目	11月4日(月)	9:30～15:15 (昼食・休憩) 45分	【講義・演習】 対人援助者監督指導（スーパービジョン）③	
6 日目	11月16日(土)	9:30～16:30 (昼食・休憩) 45分	【講義・演習】 個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開①	愛媛県介護支援専門員指導者
7 日目	11月17日(日)	9:30～16:15 (昼食・休憩) 45分	【講義・演習】 個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開②	
8 日目	11月23日(土)	9:30～16:15 (昼食・休憩) 45分	【講義・演習】 個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開③	
9 日目	11月24日(日)	9:30～16:00 (昼食・休憩) 45分	【講義・演習】 個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開④	
予備日		12月14日(土)・15日(日)		

※カリキュラムは変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。